

保発 0115 第 15 号  
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について  
(ガイドライン)」の改定について

国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法については、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」という。)に記載しているところであるが、今般、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)による改正後の国民健康保険法の施行(令和8年4月1日施行予定)に伴い、子ども・子育て支援納付金分の区分が追加されることを踏まえ、ガイドラインを別添のとおり改定した。

内容をご確認の上、貴都道府県内保険者等に周知等を図るとともに、本ガイドラインに沿って国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定を行っていただくよう、願います。